

歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和6年3月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和6年3月5日・厚生労働省告示第61号）及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について（令和6年3月5日・保医発0305第9号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和6年4月適用）。

I 材料価格基準（歯冠修復及び欠損補綴）の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年3月
		4年6月	4年12月	5年6月	5年12月	6年4月
から						
001 削除						
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円	6,569円	6,512円	6,817円	7,358円
		6,019円	6,493円	6,596円	7,183円	7,641円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円	6,552円	6,495円	6,800円	7,341円
		6,002円	6,476円	6,579円	7,166円	7,624円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円	6,702円	6,645円	6,950円	7,491円
		6,152円	6,626円	6,729円	7,316円	7,774円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円	6,529円	6,472円	6,777円	7,318円
		5,979円	6,453円	6,556円	7,143円	7,601円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円	3,715円	3,711円	3,077円	3,037円
		3,413円	3,481円	3,391円	3,095円	2,909円
007 削除						
008 削除						
009 削除						
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円	4,235円	4,226円	3,781円	3,807円
		3,952円	4,052円	3,994円	3,832円	3,740円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円	152円	144円	同左下	158円
		145円	145円	151円	157円	159円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円	185円	177円	同左下	191円
		178円	178円	184円	190円	192円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円	269円	同左下	同左下	273円
		265円	265円	269円	272円	274円
014 削除						
015 削除						

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年3月
	4年6月	4年12月	5年6月	5年12月	6年4月
から					
M002 支台鑄造（1歯につき） → 357頁					
〔1の(1)のみ抜粋〕					
1 間接法					
(1) メタルコアを用いた場合					
イ 大白歯	76点	81点	76点	同左下	84点
	77点	77点	80点	83点	同上
ロ 小白歯・前歯	47点	50点	同左下	同左下	同左下
	48点	48点	50点	52点	同上
M010 金属歯冠修復（1個につき） → 364頁					
1 14カラット金合金					
(1) インレー					
複雑なもの	898点	1,052点	1,043点	1,092点	1,179点
	964点	1,040点	1,057点	1,151点	1,224点
(2) 4分の3冠	1,123点	1,315点	1,304点	1,365点	1,473点
	1,205点	1,300点	1,321点	1,438点	1,530点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
(1) 大白歯					
イ インレー					
a 単純なもの	379点	447点	446点	370点	365点
	410点	418点	408点	372点	350点
b 複雑なもの	700点	826点	825点	684点	675点
	759点	774点	754点	688点	647点
ロ 5分の4冠	881点	1,039点	1,038点	861点	849点
	955点	974点	948点	866点	814点
ハ 全部金属冠	1,108点	1,308点	1,306点	1,083点	1,069点
	1,201点	1,225点	1,194点	1,089点	1,024点
(2) 小白歯・前歯					
イ インレー					
a 単純なもの	258点	304点	304点	252点	248点
	279点	285点	277点	253点	238点
b 複雑なもの	512点	604点	604点	501点	494点
	555点	566点	552点	504点	473点
ロ 4分の3冠	633点	747点	746点	618点	610点
	686点	700点	682点	622点	585点
ハ 5分の4冠	633点	747点	746点	618点	610点
	686点	700点	682点	622点	585点
ニ 全部金属冠	794点	936点	935点	775点	765点
	860点	877点	855点	780点	733点
3 銀合金					
(1) 大白歯					
イ インレー					
a 単純なもの	22点	23点	同左下	同左下	同左下
	同上	22点	23点	24点	同上
b 複雑なもの	38点	40点	同左下	同左下	同左下
	同上	38点	40点	41点	同上
ロ 5分の4冠	49点	52点	同左下	同左下	同左下
	50点	50点	51点	53点	54点
ハ 全部金属冠	61点	64点	同左下	同左下	66点
	同上	61点	63点	65点	同上

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年3月
	4年6月	4年12月	5年6月	5年12月	6年4月
	まで	まで	まで	まで	から
(2) 小白歯・前歯・乳歯					
イ インレー					
a 単純なもの	14点 同上	同左下 同上	同左下 同上	同左下 15点	同左下 同上
b 複雑なもの	28点 29点	30点 29点	28点 30点	同左下 同上	31点 同上
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	35点 同上	36点 35点	同左下 36点	同左下 37点	38点 同上
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	35点 同上	36点 35点	同左下 36点	同左下 37点	38点 同上
ニ 全部金属冠	44点 45点	47点 45点	同左下 46点	同左下 48点	同左下 同上
M010-3 接着冠(1歯につき) →366頁					
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
(1) 前歯	633点 686点	747点 700点	746点 682点	618点 622点	610点 585点
(2) 小白歯	633点 686点	747点 700点	746点 682点	618点 622点	610点 585点
(3) 大白歯	881点 955点	1,039点 974点	1,038点 948点	861点 866点	849点 814点
2 銀合金					
(1) 前歯	35点 同上	36点 35点	同左下 36点	同左下 37点	38点 同上
(2) 小白歯	35点 同上	36点 35点	同左下 36点	同左下 37点	38点 同上
(3) 大白歯	49点 50点	52点 50点	同左下 51点	同左下 53点	同左下 54点
M010-4 根面被覆(1歯につき) →367頁					
〔1のみ抜粋〕					
1 根面板によるもの					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	379点 410点	447点 418点	446点 408点	370点 372点	365点 350点
ロ 小白歯・前歯	258点 279点	304点 285点	304点 277点	252点 253点	248点 238点
(2) 銀合金					
イ 大白歯	22点 同上	23点 22点	同左下 23点	同左下 24点	同左下 同上
ロ 小白歯・前歯	14点 同上	同左下 同上	同左下 同上	同左下 15点	同左下 同上
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →368頁					
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合					
イ 前歯	988点 1,071点	1,166点 1,092点	1,165点 1,164点	966点 971点	953点 913点
2 銀合金を用いた場合					
イ 前歯	98点 99点	103点 99点	98点 102点	同左下 105点	106点 107点
M017 ポンティック(1歯につき) →374頁					
1 鑄造ボンティック					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	1,276点 1,383点	1,505点 1,411点	1,504点 1,374点	1,247点 1,254点	1,231点 1,179点
ロ 小白歯	961点 1,042点	1,134点 1,062点	1,133点 1,035点	939点 945点	927点 888点
(2) 銀合金					
大白歯・小白歯	49点 同上	51点 49点	同左下 51点	同左下 52点	同左下 53点
2 レジン前装金属ボンティック					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合					
イ 前歯	767点 831点	905点 848点	904点 826点	749点 754点	740点 708点
ロ 小白歯	961点 1,042点	1,134点 1,062点	1,133点 1,035点	939点 945点	927点 888点
ハ 大白歯	1,276点 1,383点	1,505点 1,411点	1,504点 1,374点	1,247点 1,254点	1,231点 1,179点
(2) 銀合金を用いた場合					
イ 前歯	62点 63点	65点 63点	62点 65点	同左下 67点	同左下 同上
ロ 小白歯	62点 63点	65点 63点	62点 65点	同左下 67点	同左下 同上
ハ 大白歯	62点 63点	65点 63点	62点 65点	同左下 67点	同左下 同上

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年9月	6年3月
	4年6月	4年12月	5年6月	5年12月	6年4月
	まで	まで	まで	まで	から
M020 鑄造鉤(1個につき) →381頁					
〔1・2のみ抜粋〕					
1 14カラット金合金					
(1) 双子鉤					
イ 大・小白歯	1,163点 1,249点	1,363点 1,348点	1,352点 1,369点	1,415点 1,491点	1,528点 1,587点
ロ 犬歯・小白歯	946点 1,016点	1,109点 1,096点	1,100点 1,114点	1,151点 1,213点	1,243点 1,291点
(2) 二腕鉤(レストつき)					
イ 大白歯	946点 1,016点	1,109点 1,096点	1,100点 1,114点	1,151点 1,213点	1,243点 1,291点
ロ 犬歯・小白歯	727点 780点	852点 842点	844点 855点	884点 932点	954点 991点
ハ 前歯(切歯)	560点 601点	656点 648点	650点 659点	681点 717点	735点 763点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
(1) 双子鉤					
イ 大・小白歯	1,020点 1,106点	1,204点 1,128点	1,202点 1,099点	997点 1,003点	984点 943点
ロ 犬歯・小白歯	798点 865点	941点 882点	940点 859点	780点 784点	770点 737点
(2) 二腕鉤(レストつき)					
イ 大白歯	700点 759点	826点 774点	825点 754点	684点 688点	675点 647点
ロ 犬歯・小白歯	609点 660点	718点 673点	718点 656点	595点 599点	587点 563点
ハ 前歯(切歯)	565点 612点	666点 624点	666点 608点	552点 555点	545点 522点
M021 線鉤(1個につき) →382頁					
〔2のみ抜粋〕					
2 14カラット金合金					
(1) 双子鉤	559点 599点	652点 645点	647点 655点	676点 712点	729点 756点
(2) 二腕鉤(レストつき)	432点 463点	504点 498点	500点 506点	523点 550点	563点 585点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →382頁					
〔1のみ抜粋〕					
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合					
(1) 前歯	282点 306点	333点 312点	333点 304点	276点 278点	272点 261点
(2) 犬歯・小白歯	305点 330点	359点 337点	359点 328点	298点 299点	294点 281点
(3) 大白歯	350点 380点	413点 387点	413点 377点	342点 344点	338点 323点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →382頁					
〔2の(1)・(2)のみ抜粋〕					
2 キーパー付き根面板					
(根面板の保険医療材料(1歯につき))					
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)					
イ 大白歯	700点 759点	826点 774点	825点 754点	684点 688点	675点 647点
ロ 小白歯・前歯	512点 555点	604点 566点	604点 552点	501点 504点	494点 473点
(2) 銀合金					
イ 大白歯	38点 同上	40点 38点	同左下 40点	同左下 41点	同左下 同上
ロ 小白歯・前歯	28点 29点	30点 29点	28点 30点	同左下 同上	31点 同上
M023 バー(1個につき) →384頁					
〔1の(1)のみ抜粋〕					
1 鑄造バー					
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,636点 1,773点	1,930点 1,808点	1,927点 1,761点	1,598点 1,608点	1,577点 1,511点

その他、以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

・保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和6年2月22日 保連発0222第1号・保医発0222第1号）
--

※以下、「頁」・「箇所」・「現行」欄は令和5年2月の追補の内容を指す。

頁	箇所	現行	改定後
4	右欄下から9行目	(令5.1.27 保連発0127第1号・保医発0127第3号)	(令5.1.27 保連発0127第1号・保医発0127第3号) (令6.2.22 保連発0222第1号・保医発0222第1号)
5	右欄上から1行目	第1 趣旨 医療DXの基盤となるオンライン資格確認については、マイナンバーカード1枚で医療機関を受診することで健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となるなど様々なメリットがある。	第1 趣旨 医療DXの基盤となるオンライン資格確認については、マイナンバーカード1枚で医療機関・薬局を受診等することで健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となるなど様々なメリットがある。
	右欄上から8行目	第2 改正の内容 1 オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置 令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局について、以下のとおり、期限付きの経過措置を設ける。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、 <u>社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）</u> を経由して、地方厚生（支）局に猶予届出書を届け出ること。（具体的な届出方法については、「3 猶予届出書の届出について」を確認すること。）	第2 改正の内容 1 オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置 やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局について、以下のとおり、期限付きの経過措置を設ける。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、地方厚生（支）局に猶予届出書を届け出ること。（具体的な届出方法については、「3 猶予届出書の届出について」を確認すること。）
	右欄上から20行目・表右欄	訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月目途）まで	令和6年12月1日まで
	右欄上から25行目・表右欄	（遅くとも令和6年秋まで）	（遅くとも令和6年12月1日まで）
6	右欄上から13行目	(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関 厚生労働省では、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の構築を進めている。こうした状況を踏まえ、訪問診療のみを実施する保険医療機関については、 <u>居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月目途）</u> までの経過措置を設ける。	(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関 厚生労働省では、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の構築を進めている。こうした状況を踏まえ、訪問診療のみを実施する保険医療機関については、 <u>令和6年12月1日</u> までの経過措置を設ける。
	右欄下から14行目	(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 <u>国は、マイナンバーカードと保険証の一体化を加速し、令和6年秋の保険証廃止を目指すこととしている。</u> こうした状況を踏まえ、令和6年秋までの廃止・休止を決めている場合については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。（具体的な廃止、休止時期が定まっていな場合は該当しない。）令和6年秋までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間までの経過措置を設ける。	(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 <u>令和6年12月2日以降は現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。</u> こうした状況を踏まえ、令和6年12月1日までの廃止・休止を決めている場合については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。（具体的な廃止、休止時期が定まっていな場合は該当しない。）令和6年12月1日までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間までの経過措置を設ける。
7	右欄上から21行目	2 オンライン資格確認の経過措置 保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認を求められた場合に依る義務については、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には、 <u>居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月目途）</u> までの経過措置を設ける。	2 オンライン資格確認の経過措置 保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認を求められた場合に依る義務については、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には、 <u>令和6年12月1日</u> までの経過措置を設ける。
	右欄下から17行目	3 猶予届出書の届出について 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、 <u>支払基金を経由して、</u> 保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に原則オンラインで、猶予届出書（別添2）を <u>令和5年3月31日</u> までに届け出ること。 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、上記(1)～(6)	3 猶予届出書の届出について 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局（ <u>分室がある場合には分室。以下同じ。</u> ）に、猶予届出書（別添2）を届け出ること。具体的には、 <u>保険医療機関・薬局の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある</u>

		<p>の類型に必要な書類を添付すること。ただし、やむを得ない事情（書類をPDFに変換する機能等を有しない場合を含む。）によって必要な書類が添付できない場合には、届出の事後に、速やかに必要な書類を<u>支払基金</u>を経由して地方厚生（支）局に提出すること。</p> <p><u>(1) 「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出 保険医療機関・薬局は、支払基金が運営する「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届出を行うことができること。</u></p> <p><u>(2) 郵送による届出(1)による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、紙媒体の猶予届出書（別添2）を支払基金（別添3）に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に対して行うことができること。</u></p> <p><u>猶予届出書の様式は、厚生労働省のHP（※）等において、ダウンロードすることが可能であること。</u></p> <p><u>(※) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka</u></p> <p><u>上記のとおり送付されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。紙媒体により届出を行った場合、内容の不備等に係る確認に特に時間を要し、補正の求め等に遅れが生じる可能性があること。</u></p>	<p><u>医療機関・薬局は、指定申請の際に併せて猶予届出書を届け出ること。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、上記(1)～(6)の類型に必要な書類を添付すること。ただし、やむを得ない事情によって必要な書類が添付できない場合には、届出の事後に、速やかに必要な書類を地方厚生（支）局に提出すること。</u></p> <p><u>適切な届出先に提出されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。猶予届出書については、内容の不備等に係る確認に時間を要する可能性があること。</u></p>
8	右欄上から3行目	<p>4 地方厚生（支）局・支払基金との情報共有</p> <p>地方厚生（支）局は、療養の給付に関して必要があるときは、支払基金に対して、必要な資料の提供を求めることができること。支払基金は、オンライン資格確認の体制整備を促進するため必要があるときは、地方厚生（支）局に対して、必要な資料の提供を求めることができること。</p>	<p>4 地方厚生（支）局・<u>社会保険診療報酬支払基金</u>との情報共有</p> <p>地方厚生（支）局は、療養の給付に関して必要があるときは、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>に対して、必要な資料の提供を求めることができること。<u>社会保険診療報酬支払基金</u>は、オンライン資格確認の体制整備を促進するため必要があるときは、地方厚生（支）局に対して、必要な資料の提供を求めることができること。</p>
	右欄上から10行目	<p><u>(別添3) 郵送による届出を行う場合の送付先</u></p> <p><u>(別添3) 郵送による届出を行う場合の送付先</u></p> <p><u>「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、<u>猶予届出書（紙媒体）を支払基金</u>に送付することで、<u>保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局</u>に対して行うことができること。</u></p> <p><u>(送付先)</u></p> <p><u>〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号</u></p> <p><u>社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行</u></p> <p><u>(留意事項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・猶予届出書の様式は、厚生労働省のHP（※）等において、ダウンロードすることが可能であること。</u> <u>(※) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka</u> <u>・Excel ファイルには、自動チェック機能等を入れており、保険医療機関・薬局の側で、セルの追加・削除等を行わないこと。</u> <u>・必要な記載をすべて行った上で、送付すること。</u> <u>・封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中」と記載すること。</u> 	<p><u>(削除)</u></p>
19	様式	<p>※本追補5～6頁の様式に差し替える。</p>	

(別添2)

オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称		② 電話番号(ハイフンなし)	
③ 所在地	〒	(都道府県)	
④ 保険機関コード	(複数ある場合)		
	都道府県番号 点数表番号	医療機関(薬局)コード(7ケタ)	

II. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型		
<ul style="list-style-type: none"> ・第1号: 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) ・第2号: オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) ・第3号: 訪問診療のみを実施する保険医療機関 ・第4号: 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 ・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 ・第6号: その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 		
⑥ ⑤の回答に応じた補足事項		
・第1号	システム事業者との契約日 (遅くとも2023年2月末)	西暦 年 月 日
	作業完了見込み時期 (遅くとも2023年9月末)	西暦 2023 年 月
・第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された) (2.の場合 整備された時期 西暦 年 月 日)	
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)	
・第4号	工事又は臨時施設開始日	西暦 年 月 日
	工事又は臨時施設終了予定日	西暦 年 月 日
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2024年12月1日)	西暦 年 月 日
・第6号	<p>特に困難な事情として、右の状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア: 自然災害等により継続的に導入が困難である場合 ・イ: 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合(※以下に年齢等を記載) (目安:2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢 歳 (2) 特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要) ・ウ: その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載) 	
⑦ 備考		

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

開設者名

厚生(支)局長 殿

(住所 〒

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生(支)局(分室がある場合は分室。)に事前届出を行うこと。
 - ・ ①欄から③欄までは、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
 - ・ ④欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。また、1つの保険医療機関又は保険薬局として、複数の保険機関コードを有する場合は、当該コードについても付記すること。
- ・ 【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ・ 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤(薬局) 4
- ・ ⑤欄には「第1号～第6号」のうち届け出る猶予類型を選択して記入すること。
 - ・ ⑥欄には⑤欄の回答に応じて補足事項を記入すること。特に
 - ・ 第2号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - ・ 第3号の場合、訪問診療のみを実施する保険医療機関であることを確認し、「1.はい」を選択して記入すること。
 - ・ 第6号の場合、「ア～ウ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「イ」と記入した場合は、(1)常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢及び(2)特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記載欄に記入すること。また、「ウ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号のア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

(添付書類について)

- ・ 届出を行う際、併せて⑤欄で回答した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その旨を届出書の⑦欄に記入し、届出の事後において、速やかに提出すること。
- ・ 第1号： 契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
 - ・ 第6号： 困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- ・ なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。